

手数料について

◆手数料に関する事項

求人受理後、求人者に 求職者を紹介するサービス	●職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) 又は ●当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%または1,000,000円のいずれか高い方
----------------------------	--

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。